

## 高額障害福祉サービス等給付費のご案内

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等、世帯における利用者負担額が基準額を超える場合、申請により償還払い方式にて高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

### 【同一世帯の範囲】

障害者	本人とその配偶者
障害児	住民票上の世帯



### 【合算の対象となる費用】

- ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る利用者負担額  
(例) 居宅介護、短期入所、就労継続支援など
- ②児童福祉法に基づく障害児通所・入所サービスに係る利用者負担額  
(例) 放課後等デイサービス、児童発達支援など
- ③補装具費に係る利用者負担額  
(例) 車いす、補聴器など
- ④介護保険法に基づく利用者負担額 (同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。)  
(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

### 【計算方法】

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{利用者負担世帯合算額}} - \boxed{\text{基準額}}$$

※基準額 37,200 円

ただし、障害児の特例に該当する場合は、基準額が異なります (4,600 円もしくは 9,200 円)。

### 【事 例】

(例 1) 同一の障害児が給付の根拠が異なるサービスを利用する場合 (負担上限額は 4,600 円)

①の短期入所と②の放課後等デイサービスを利用

$$\boxed{\text{利用者負担世帯合算額}} \quad \text{①}4,600 \text{ 円} + \text{②}4,600 \text{ 円} = 9,200 \text{ 円}$$

$$\boxed{\text{基準額}} \quad 4,600 \text{ 円}$$

$$\boxed{\text{支給額}} \quad 9,200 \text{ 円} - 4600 \text{ 円} = \underline{4,600 \text{ 円}}$$

(例 2) 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合

兄が②の放課後等デイサービスを、弟が②の児童発達支援を利用 (負担上限額は 4,600 円)

$$\boxed{\text{利用者負担世帯合算額}} \quad \text{兄}②4,600 \text{ 円} + \text{弟}②3,000 \text{ 円} = 7,600 \text{ 円}$$

$$\boxed{\text{基準額}} \quad 4,600 \text{ 円}$$

$$\boxed{\text{支給額}} \quad 7,600 \text{ 円} - 4600 \text{ 円} = \underline{3,000 \text{ 円}}$$

### 【持参していただくもの】

- 合算の対象となる費用 (利用しているサービス) のすべての領収書
- 本人名義 (障害児の場合は支給決定保護者名義) の預貯金通帳



- 手続きに関するお問い合わせ：各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班  
中央区：043-221-2152 / 花見川区：043-275-6462 / 稲毛区：043-284-6140  
若葉区：043-233-8154 / 緑 区：043-292-8150 / 美浜区：043-270-3154
- 制度に関するお問い合わせ： 障害福祉サービス課：043-245-5228